



荒川区不登校支援ガイドライン



令和6年12月改訂

第2版

荒川区教育委員会

○改訂にあたって

このガイドラインは、令和6年3月に荒川区の保護者や学校、教職員に向けた、不登校についての理解や対応についての在り方について紹介するために作成し、区内小・中学校全校に配布するとともに、デジタル連絡ツールにて保護者へ配信する等、不登校児童・生徒を支援するため広く周知してきました。

令和5年度の荒川区においては、不登校の児童・生徒数が409人となり、依然として増加傾向は続いております。また、令和5年度の全国の国立、公立、私立の小・中学校における不登校の児童・生徒も、約34万6千人となり、過去最多となりました。荒川区では、学校復帰だけではなく、「社会的自立」を目的とした支援を行っているため、不登校児童・生徒数の増減については、大きな問題だと捉えていません。むしろ、学校内外で相談を受けていない児童・生徒数が高水準で推移していることから、子どもたちが孤立し、不安定な状態が続いていることが、生徒指導上の喫緊の課題であると考えています。

荒川区では、「子どもたちとつながりを保つこと」と「子どもたちに寄り添い支援すること」を柱とし、令和6年3月に作成した不登校支援ガイドラインを基に、登校サポートルームを区内全校に設置したり、フリースクール等の補助金制度を創設したりする等、不登校児童・生徒とのつながりを大切にするための様々な施策に取り組んできました。

今回の改訂では、文部科学省や東京都教育委員会、北海道教育委員会、奈良教育大学等の先行研究を参考に不登校支援について記載するとともに、令和6年度から新たに取り組んだ支援事業等を追加し、荒川区の状況や取組、支援事業等を教員や保護者に伝わるようにまとめ、荒川区の全ての子どもたちが将来への希望をもち、その可能性を伸ばしていけるようにするために、不登校の児童・生徒を学校・家庭・地域の大人たちが協働し、一人ひとりに応じた適切な支援を行っていきたいと考え、改訂を行いました。

このガイドラインを不登校児童・生徒や保護者、学校、地域の方々が共同の輪を広げながら「チーム荒川」の支援ツールとして活用して頂きたいと切に願っています。



目 次

改訂にあたって	1
目次	2
基本的な考え方等	3
不登校からの回復の道のり	4
欠席状況に応じた対応	5

第1章 不登校の未然防止・早期支援の取組	教員向け
つながりを大切にした学校全体のきずなづくり	6
不登校の兆候を発見したら	8

第2章 不登校児童・生徒への支援メニュー	教員・保護者向け
学校からの授業配信（オンライン授業）等	12
登校サポートルーム	15
適応指導教室「みらい」	16
バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）	18
フリースクール	19
フリースペース	20
フリースクール等を利用している保護者へ補助金制度のご案内	21

第3章 出席の取扱いについて	教員・保護者向け
各支援の出席の取扱い	23
フリースクール・フリースペース等の「出席扱い」の可否の判断の流れ	24
指導要録における出欠の表記について	25
出席の取扱いに関するQ&A	25
フリースクール等の出席記録例	26

第4章 不登校児童・生徒の成績評価について	教員向け
荒川区の不登校児童・生徒の成績評価について	29
荒川区の小中学校の場合	30

第5章 保護者の皆さんへ	保護者向け
学校との連絡と対応	31
支援の内容や方法、「こんな時は…」	33
教育センターによる支援体制等	36
その他 子育て全般に関する相談機関	38

第6章 補助資料	教員向け
実践事例	39
登校支援シート等	41

○基本的な考え方

【不登校の定義】

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

【令和5児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査[文部科学省]より】

【不登校児童・生徒に対する支援の基本的な考え方】

「不登校児童・生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」と文部科学省は通知しており、荒川区でも同様に捉えています。

【令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について」[文部科学省]より】

○不登校について正しく理解しましょう

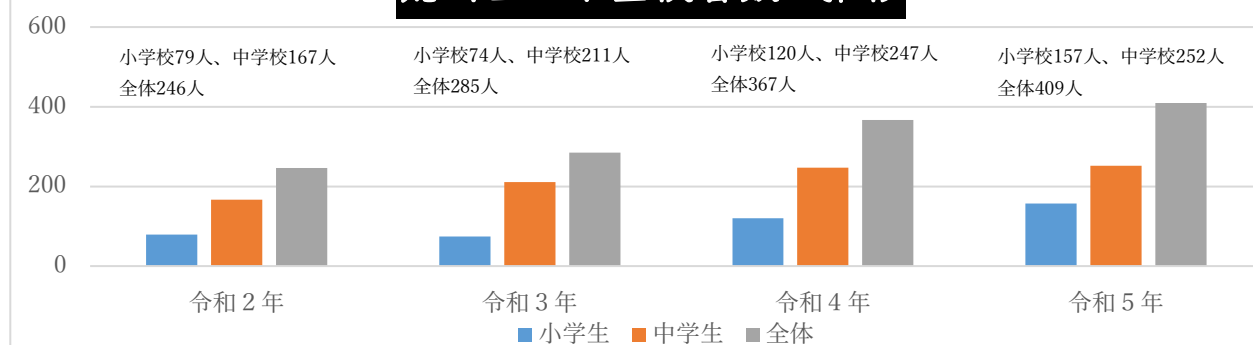
- ・不登校は、問題行動ではありません
- ・不登校は、取り巻く環境等によって、どの児童・生徒にも起こりえること
- ・多様な要因・背景の結果として不登校状態になっていること
- ・不登校の児童・生徒が悪いという根強い偏見を払拭すること
- ・不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつこと
- ・学習の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在すること

【参考】※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年12月公布)
※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針(平成29年3月)
※不登校児童・生徒等への支援についての法律「教育機会確保法」って何?(令和5年10月17日文部科学省)
※小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編

○荒川区の不登校等の状況

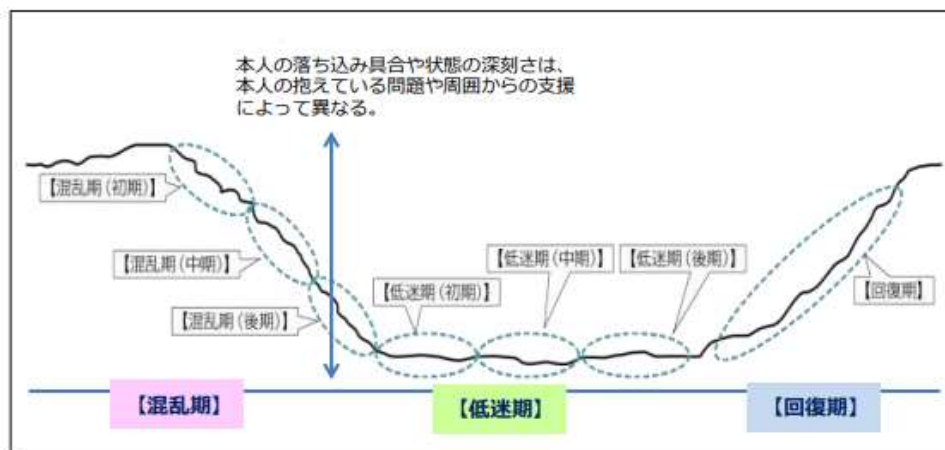
- ・荒川区の不登校児童・生徒数は近年増加傾向にある。
- ・主たる理由としては、「学校生活に対してやる気が出ない。」、「生活リズムの不調」、「不安や・抑うつ」等となっている。

荒川区の不登校者数の推移



○不登校からの回復の道のり

東京都教育相談センターは平成30年12月「児童・生徒を支援するためのガイドブック」において、「不登校からの回復の道のり」は、その様相や期間など、一人ひとり違っており、決して一様ではありません。しかし、一般的にその状態は大きく3つの時期に分けることができます。」と示しています。以下に示す図は、東京都教育相談センターが対応した不登校の相談から、子どもの心の揺れ動きを捉え、それぞれの時期における対応のポイントを整理したものです。不登校になってしまった子どもが、どのような状態にいて、どのような対応をしたらよいかを考える1つの参考にしてみてください。



児童・生徒の姿

【混乱期】	【低迷期】	【回復期】
○ 遅刻や欠席をしたり、授業に集中できなくなったりして、成績が落ちることもある。 ○ 人と関わることが減り、一人にいることが増える。 ○ 元気がなくなったり、口数が減ったりして、保健室に行くことが増える。 ○ イライラしているように見える。 ○ 寝つきが悪くなったり、食欲が落ちたり（あるいは過食になったり）する。等	○ 午前中は体調不良を訴え、午後になると元気になることもある。 ○ 昼夜逆転し、ひたすらゲームをしたり、一日中ヘッドホンを着けて音楽を聴いていたりする。 ○ 家族との関わりを避け、自室に引きこもりがちになる。 ○ 好きなことだけをしていて、怠けているように見える。 ○ 食事を家族とはとらず、一人で勝手に食べることもある。 ○ 風呂に入らなくなったり、髪を切りにいけなくなったりする。 ○ 学校や勉強の話題になると、途端に声を荒げたり、その場から立ち去ったりする。等	○ 家族と一緒にいる時間や会話が增える。 ○ 学校、勉強、進路などを気にする発言が出たり、たまに教科書を開いたりする。 ○ 散歩や運動をしたり、床屋（美容院）や買い物に出かけたりする。 ○ 宅配業者や来訪者の対応ができるようになる。電話に出ることができるようになる。 ○ 緊張や焦りの表情が薄れ、笑顔が見られるなど表情が豊かになる。 ○ よく眠れるようになる。 ○ 友達と会って話すことも出てくる。等

【混乱期】	初期…不安や焦りなどがありつつも、これまでの自分を維持しようとしている。 中期…思うようにいかずにイライラし、どうすればよいか混乱する。 後期…不安や焦り、怒りなどからくる混乱状況に疲れ、自暴自棄になったりする。
【低迷期】	初期…混乱しないで済むように、不安や焦りから避け、少しでも安定を望む。 中期…将来への不安を感じ、周囲に対し疑心暗鬼になる。 後期…安定から物足りなさを感じる。動きたい衝動に駆られるが迷いも生まれる。
【回復期】	自分を励まし、頑張ろうとする。登校意欲が生じ社会とのつながりを求める。

【平成30年12月「児童・生徒を支援するためのガイドブック」[東京都教育委員会]より】

※「混乱期」、「低迷期」、「回復期」は児童・生徒の心の状態のことであり、「回復」とは学校復帰を意味するものではありません。

○欠席の状況等に応じた対応(例)

児童・生徒の様子	学 校	
	学級担任等	組織対応
心のサインの例 ☐ 登校しぶりをする ☐ 遅刻、早退が多い ☐ 体調不良を訴える ☐ 休み明けに欠席が多い ☐ 表情が暗い ☐ 学校の話をしていない、増える ●学業不振 ●本人の課題 ●友人関係のトラブル ●学校不信(教師等) ●親子関係 ●家庭環境 等	児童生徒理解 ・本人や友人、保護者からの聞き取り ・各種アンケート調査の振り返り 学年主任等に報告・相談 ・養護教諭、生活指導主任教諭等に相談 ・校長、副校長に報告 状況の把握 ・本人、友人からの情報(観察・面談等) ・教員間の情報 (同学年、前担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等) ・保護者からの情報 (電話、連絡帳、面談、家庭訪問等)	●早期支援の感覚を大切にする ●教員間の連携 対応策を協議 状況に応じて実施 ・学年会 ・生活指導部会 ・教育相談部会 ・ケース会議 ・教育センターに報告(いじめの疑い)
授業日2日間連続欠席 ●病欠欠席の中にも、不登校の兆候があるかもしれない ●先生等の連絡を受け、安心して休み、また登校できる	家庭に電話連絡をする ・本人、保護者と話す ・学年主任、養護教諭、生活指導主任に報告(登校後には声を掛ける等の対応をする) ・欠席の理由等の把握に努める 学年主任等に報告・相談	●対応記録を作成
授業日3日間連続欠席 ●訪問等を受け、心配しながら待っている先生等の気持ちが伝わることで、安心して登校できる ●学校からの連絡が煩わしい ●学校と話したくない	家庭訪問を行う(訪問前に学年主任に相談) ・本人、保護者と会い話すことを試みる ・校長、副校長に報告 ケース会議等を実施① 学級担任、学年主任、養護教諭、生活指導主任、教育相談担当、校長、副校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等(各学校で構成されるメンバー)	●対応記録を作成
授業日連続7日以上欠席 ●悩み等を抱え、心身のバランスを崩しているかもしれない ●先生等の連絡や訪問には反応がある、もしくは無い ●オンラインなら反応できる ●学習活動に関心がある、もしくは無い ●無気力な状態	今後の指導方針・体制の確立(役割分担、情報共有、行動連携) ・学級担任等は定期的なアプローチを行う(本人、保護者の様子を確認) 1週間ごとに、学年会等で状況確認 ・別室登校、学校からの授業配信(オンライン授業)等の提案 (本人、保護者とのつながりを大切にする) ケース会議等を実施② 2週間後に状況の確認・共有 今後の支援体制等の方向性の決定 ・登校後のスムーズな教室環境の準備等	●対応記録を作成 ●登校支援シート ●学習の保証 ≪学習プリント、学校からの授業配信(オンライン授業)等≫ ●全校体制の支援



第1章 不登校の未然防止・早期支援の取組

○ つながり大切に学校全体のきずなづくり

教職員は、日々、児童・生徒にとって「魅力ある学校・学級づくり」を目指して教育活動に取り組んでいます。その願いや思いをより実現させる取組の一つとして、教職員による「居場所づくり」と学校行事等において、児童・生徒自身による「きずなづくり」を意識した活動が挙げられます。また、教職員と保護者との持続的な関わりを積極的に行うことが必要です。そのことによって、児童・生徒、保護者、教職員とのつながりが生まれます。

1 自己肯定感を高め、社会性や人間性を伸長させる

児童・生徒が支援を求めているにもかかわらず、適切な支援が行われないために、不登校が長期化することも考えられます。不登校の予兆への対応を含めた早期の段階から組織的・計画的な支援が必要です。

学校・家庭・地域社会が児童・生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことにより、児童・生徒の自己肯定感を高めることが大切です。

児童・生徒が社会の中で自分らしく生きることができ存在となるように、社会的自立に向けた取組を実施することが求められています。周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性を伸長させ、結果として、児童・生徒の社会的自立につながることを期待されます。

【令和5年11月「不登校支援ガイドブック 全ての子どもの笑顔のために」[北海道教育委員会]より】

2 不登校を防ぐ、魅力ある学校・学級づくり

全ての児童・生徒にとって、学校・学級が安心・安全な居場所にするためには、教職員が、児童・生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるよう、教育活動全体を通じて、声掛け、励まし、賞賛などの自己存在感や自己肯定感、充実感を高める働きかけを行うことが大切です。

また、全ての児童・生徒が自分のよさを発揮しながら活躍することにより、互いのよさを認め合ったり、自己有用感を感じたりすることができる場や機会を意図的・計画的に提供するためには、「魅力ある学校・学級づくり」に係る取組を教科横断的な視点で教育課程に位置付けるなどして組織的に取組を推進します。

全ての児童・生徒が「自分という存在が大事にされている」「学校が心の居場所になっている」「学校が自分にとって意味のある大切な場所になっている」と実感できる学校・学級づくりを目指します。

【令和5年11月「不登校支援ガイドブック 全ての子どもの笑顔のために」[北海道教育委員会]より】

3 いじめ等の問題行動を許さない学校づくり

学校が児童・生徒にとって楽しく、安心して通うことができる居場所であるためには、いじめや暴力行為、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導等を許さない毅然とした態度で適切な対応が行えるよう、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取組を推進します。

また、教育機会確保法の基本方針では、「教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導

は許されず、こうした不登校の原因となっている場合は、懲戒処分を含めた厳正な対応が必要である。」とされており、決して許される行為ではありません。

【参考】※国立教育政策研究所「生活指導リーフ leaf.18」(平成27年3月)
※不登校に関する調査研究協力者会議報告書
～今後の不登校児童・生徒への学習機会と支援の在り方について(令和4年6月)



4 誰にとっても分かりやすい授業づくり

(1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童・生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自己肯定感や自己有用感を育む工夫が求められます。

(2) 共感的な人間関係を育成する授業

授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切です。学校行事や発表会等において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、そして、自分の意見を堂々と伝え合い、児童・生徒同士が互いに関心を抱き合う授業づくりが求められます。

(3) 自己決定の場を提供する授業づくり

教員は、児童・生徒間の対話や議論の機会を設ける、児童・生徒が協力して調べ学習をするなどの取組を積極的に進めるとともに、児童・生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要です。

(4) 安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童・生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠です。

【令和5年11月「不登校支援ガイドブック 全ての子どもの笑顔のために」[北海道教育委員会]より】

5-1 児童・生徒の悩み・不安の把握



(1) 心のサインを見落とさないようにする

日頃から深めている児童・生徒理解を生かし、一人ひとりの学校生活全般の様子、心身の健康状態、不安・戸惑い・悩み等の把握に努める。

(2) SOS出し方教育(援助危急的態度の育成)

SOS出し方教育(援助危急的態度の育成)を目的に小・中学校全校が教育課程に位置付け、自分の不安や悩みに早期に気づき、SOSを出す力を一層高める授業を実施するとともに、カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科や学校行事等と関連付けることにより、教育活動全体を通して、組織的・計画的に取組を進めることで不安や悩み相談の表出を支援する。そして、身近な大人へいつでも相談できる環境を整えることにより全ての児童・生徒のSOSを見逃さないように努める。また、荒川区では長期休業前に全小・中学校の全学年にSOSの出し方教育を実施する。

☐ あいさつや会話の反応や表情

☐ 毎日の健康観察

☐ 学級活動や学校行事への取組の様子

☐ 昼食時や休み時間の過ごし方等

☐ 「ふれあいアンケート調査」・教育相談

☐ 作文・日記・ノート・作品

5-2 児童・生徒の様子を観察

児童・生徒が出しているサインは、SOSとも言えます。児童・生徒のSOSのサインに早めに気づき、その要因について情報を集めることが重要です。

学校では児童・生徒が登校する際に、校門や教室において挨拶する際に表情の確認をし、コミュニケーションをとるなかで個々の児童・生徒の小さな変化に気付けるようにします。その他には、「身体・健康面」、「心理面」、「社会・環境面」で児童・生徒がSOSを出していることがあります。

☐ 授業中に眠ることが多い
☐ 表情の変化がほとんどない
☐ 悪口・陰口を言われている

☐ 登校をためらっている
☐ 一人でいることが増えた
☐ 保護者や兄弟姉妹が過度に厳しい



○不登校の兆候を発見したら

- (1) 休みがちな児童・生徒に気付いたら、学年で相談するなど組織的に対応することが必要です。
- (2) 不登校の原因探しに捉われることなく、学校と家庭が連携していくことで、児童・生徒の早期発見が期待できます。
- (3) 適切な登校刺激を与えることは効果的です。しかし、強い拒否反応が見られるときは、引きこもってしまう場合があります。
- (4) 夏休み、冬休み明けに心身の不調を訴える児童・生徒が増加する傾向になることを踏まえ、「長期休業明けアンケート調査」による生活実態を把握することで不登校児童・生徒の早期発見が期待できます。

1 早期対応

児童・生徒に気になる様子が見られたら、その児童・生徒の情報の収集・分析を行い、その結果に基づいて速やかに支援計画を立て、支援を開始することが重要です。不登校の児童・生徒の欠席は、他の児童・生徒より早期の対応が求められます。

2 組織的な対応

不登校の要因や背景は多様・複雑であることから個々の事案に対して、チーム学校としての協働によるアセスメントと支援が必要です。

対象児童・生徒の状況や事案に応じて支援チームのメンバーを構成し、それぞれの役割や関わりを確認し、定期的に情報交換を行います。また、関係機関との連携をコーディネートする中心的な役割を担う教員を決めておきます。

管理職、担任、不登校担当教員、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)(9ページ参照)等により組織された登校支援会議で、情報共有と支援の方向性を確認し定期的に状況確認と支援の検討を行うことが重要です。

3 本人への対応

不登校状態の児童・生徒への対応はまず、本人と直接会って状況を把握することが重要です。場合によっては、電話がつながらず、家庭訪問しても会うことができないことが続くかもしれません。その場合は、「欠席の状況等による対応」(5ページ)を参考に本人の状況を把握することに努めましょう。

スクールソーシャルワーカー(SSW)や外部機関とも連携し、本人や保護者との窓口を絶やさず、つながりを維持し状況の把握等ができることが大切です。

4 保護者と連携した対応

不登校の解決は保護者と連携し適切な支援を早期に開始することが重要です。また、1～2日の欠席、遅刻や早退についても適切な支援をしていくことが大切です。欠席理由が明確でなく、欠席する児童・生徒がいた場合は、保護者と連絡を取り児童・生徒がおかれている状況を確認します。必要に応じて、家庭訪問等を検討します。

学校ではこれまでも児童・生徒に気になるところがあれば、本人と個別に面談し本人の状況を把握し、家庭連絡することで保護者と情報を共有しながら対応してきました。電話、手紙、家庭訪問等の対応を行うなかで、実際には、連絡が取りづらかったり、児童・生徒本人あるいは保護者とも会えなかったり、児童・生徒本人からは何も反応がなかったり等の経験があると想定できます。電話、手紙、家庭訪問等が学校側の一方通行になってしまっている場合でも、児童・生徒や保護者はそれを待っている可能性もあります。諦めず長い気持ちで取り組んでいくことが大切です。

5 スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)と連携した対応

学級担任一人で悩まず必要に応じて、学校で不登校児童・生徒への支援を効果的にするため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用することが一層求められています。そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を教職員が十分に理解することが必要です。また、これまで教員が行ってきた児童・生徒への支援の全てをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが担うということではなく、互いの職務を理解し、専門性を生かしながら協働することが重要です。

荒川区内公立小中学校では、都のスクールカウンセラーが週に1回終日勤務し、区のスクールカウンセラーが週に1回半日、各校を巡回し、相談業務を行っています。また、スクールソーシャルワーカーについては、各中学校を拠点として常駐し、近隣の小学校に週1回、半日巡回して業務を行っています。



【スクールカウンセラー(SC)】

学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家を積極的に活用する必要が生じてきました。このため、「心の専門家」として臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置しています。スクールカウンセラーは「心の専門家」として、学級担任が直接、保護者に伝えにくいことを代弁したりすることもあります。また、スクールカウンセラーは教職員や児童・生徒への研修や講話、相談者への心理的な見立てや対応策を検討し教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たしています。

【スクールソーシャルワーカー（SSW）】

スクールソーシャルワーカーは社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有し、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有しています。スクールソーシャルワーカーは主に、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛けをしたり、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整をしたりし、必要に応じて家庭訪問をすることができます。その上で、保護者、教職員等に対する支援・相談を行うことで対応策を検討していきます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーはそれぞれの専門的な立場から学校等へアドバイスを行います。スクールカウンセラーから「いつでも保健室に来られるようにしながら、学級担任を中心にこまめに声を掛けて様子を見守るのはどうでしょうか。」やスクールソーシャルワーカーから「保護者に着信を残しても折り返しがないので、定期的に家庭訪問をするのはいかがでしょうか。」等の提案がある可能性があります。そのアドバイスを参考に学校が不登校児童・生徒へどのような支援を行っていくか決定します。

保護者の方からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへ連絡をとることも可能です。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務については通学している学校の学級担任、養護教諭、または管理職から保護者に伝えてください。

6 登校サポートスタッフの活用

令和6年度より、区内小・中学校全校に「登校サポートスタッフ」を週3日程度、配置しております。各校における登校サポートルーム(別室で学習等が可能な居場所)における見守り支援や家庭訪問等による登校支援、学校内の巡回等を実施しています。

登校サポートスタッフとは・・・
不登校等の生活指導上の課題を抱える児童生徒への支援のため、家庭訪問や別室での見守り等を行う人材です。

不登校ではなくても例えば、登校渋りや遅刻・早退が多いといった不登校に準じて考える必要がある場合も、その支援に充てることができます。

【活動の流れ】 登校サポートスタッフ



※教員 ※SSW



家庭訪問



登校支援
別室見守り



※家庭訪問等の業務は登校サポートスタッフが担い、教員及びSSWは後方支援を行う。
「チーム学校」として、不登校等の課題を抱える児童生徒への支援体制を強化。

【登校サポートスタッフの活用事例】

- 登校サポートスタッフの方とお話するのが楽しみになり、登校回数が増えた。(中学校)
- 登校サポートスタッフのおかげで、別室の開室時間が増えたことにより利用する児童・生徒の数が増えた。(小学校・中学校)
- 別室の見守りがあることで安心して登校させられた。(小学校)
- 登校サポートスタッフが家庭訪問し登校支援の結果、登校日数が増えた。(小学校)



第2章 不登校児童・生徒への支援メニュー

Ⅰ 学校からの授業配信（オンライン授業）等



(1) 対象

不登校児童・生徒及び不登校傾向（欠席日数が合計して7日程度）にある児童・生徒
※病気やケガによる欠席や感染症による出席停止等を除く。

(2) 概要

学校とのつながりを維持し、不登校の予防や復帰、早期支援を行うため、文部科学省が示す要件を考慮しつつ、本区での指針の下、自宅等にて在籍学校から配信された授業や学級担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と面談を行います。一定の条件を満たした場合は「出席扱い」とします。

(3) 申請方法

- ①当該の児童・生徒本人または保護者より、学校教職員（管理職、学級担任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に自宅での学校からの授業配信（オンライン授業）等を希望することを伝えます。
- ②校長が学校からの授業配信（オンライン授業）等への参加を許可します。

(4) 学校からの授業配信（オンライン授業）等の内容

- ①在籍学級から配信された授業をオンラインで受講します。
※教科や単元によって配信できない場合もあります。
- ②オンラインを活用して学級担任や教員等と面談を行い、学習状況や生活状況を把握し、今後の共通理解を図ります。

(5) その他

- ①学校からの授業配信（オンライン授業）等を始める場合には、事前に学校と打ち合わせを行ってください。
- ②出席扱いとするためには、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話により本人確認を行ってください。
- ③学校からの授業配信（オンライン授業）等が実施できた場合は、出席簿等に「オンラインによる出席扱い」と記載して記録してください。（要録作成時に転記に必要）
- ④その他詳細は、13ページの「不登校児童・生徒等が自宅において『ICT等を活用した活動』を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての指針」を参照してください。



荒川区

不登校児童・生徒等が自宅において「ICT等を活用した活動」を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての指針

○自宅での学習活動等も出席扱いにできる場合があります。

荒川区では、不登校児童・生徒及び不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰、不登校傾向の児童・生徒が学校とのつながりを持ち続けていけるよう支援しています。

その一環として、以下に示す「ICT等を活用した活動」を行った場合は、指導要録上「出席扱い」を認めていくため、本指針を策定しました。

1 対象となる児童・生徒

不登校児童・生徒及び不登校傾向(欠席日数が合計して7日程度)にある児童・生徒

2 出席扱いできる活動等

以下に示す、(1)から(3)のいずれかの活動を行った場合には校長の判断により、指導要録上出席の取扱いとすることができます。

(1) 学校が配信する学校からの授業配信(オンライン授業)等に参加できた場合

※原則、双方向での顔出しやチャット等の会話により本人確認が必要になります。

(2) 本人と教員等とのオンラインで面談にて、学習状況や生活状況等を確認することができた場合 ※本人確認については(1)同様

(3) 所属校の授業時間にバーチャル・ラーニング・プラットフォーム VLP に参加できた場合

※上記の活動の状況を踏まえ、校長が総合的に判断します。



3 出席扱い等の要件・学習についての留意点

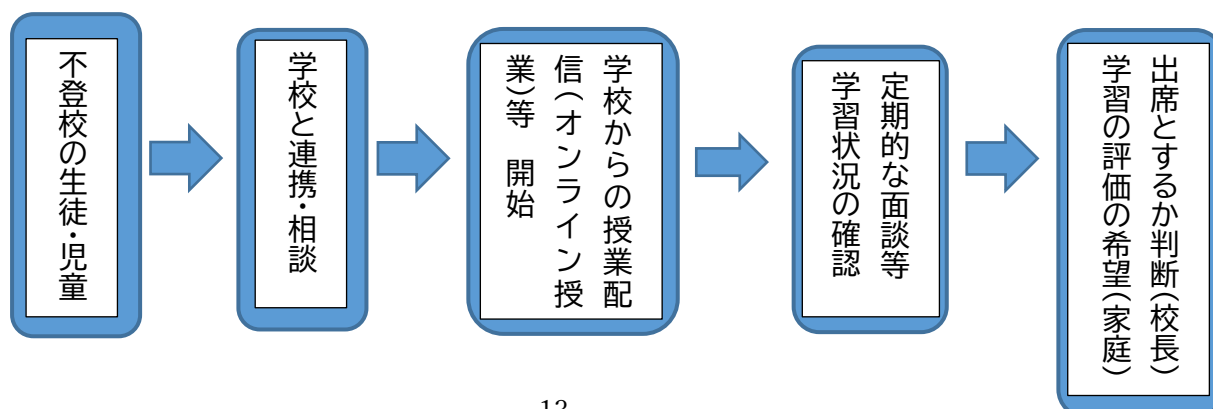
(1) 保護者の方は、学校との間に十分な連携・協力し情報共有をしてください。

(2) 学校が提供するICT等を活用した学習活動を自宅で行ってください。

(3) 本人の状況を考えながら、不登校改善に計画的に進めてください。

(4) 学校からの授業配信(オンライン授業)等に参加できた場合には、「参加記録簿」に記入して学校に提出してください。

なお、活動の詳細等につきましては、ご本人の状況を踏まえ、まずは学校に相談してください。



学校からの授業配信及びバーチャル・ラーニング・プラットフォーム
参加記録簿

荒川区立	学校	年	組	名前
------	----	---	---	----

【 月】 ※記入をして学校へ提出してください。

※活動した日に記録をつけましょう。(保護者の方が記入しても構いません)

活動、学習日	内容 ※()に○をつけてください。	担任等確認	学校長確認
/	☐ 授業配信に参加 ☐ オンライン面談に参加 ☐ バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ☐ その他(フリースクール等の機関に参加)		
/	☐ 授業配信に参加 ☐ オンライン面談に参加 ☐ バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ☐ その他(フリースクール等の機関に参加)		
/	☐ 授業配信に参加 ☐ オンライン面談に参加 ☐ バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ☐ その他(フリースクール等の機関に参加)		
/	☐ 授業配信に参加 ☐ オンライン面談に参加 ☐ バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ☐ その他(フリースクール等の機関に参加)		
【 月】の成果と反省 ※本人記入			
【 月】の目標			
保護者より			

2 登校サポートルーム



(1) 対象

登校は可能だが何らかの理由で自身の教室で授業を受けることが難しい児童・生徒

(2) 概要

学校内の対象児童・生徒の教室以外の場所（空き教室・保健室等）にて、学習等の教育活動を行います。

(3) 申請方法

- ①当該の児童・生徒本人または保護者より、学校教職員（管理職、学級担任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に別室登校を希望することを伝えます。
- ②校長が入室を認めます。

(4) 学習内容等

- ①在籍学級から配信された授業をオンラインで受講します。
- ②学級担任や支援員等と相談の上、読書や学習ドリル等の自習を行います。

(5) その他

- ①不登校の状態から学校に復帰するにあたり、学校に慣れるために使用することも可能です。
 - ②登校サポートルームへの参加は、出席となります。
 - ③希望があれば、登校サポートルームでの給食喫食も可能です。
 - ④登校サポートスタッフが見守り支援を行っています。
 - ⑤登校サポートルームは入室できれば「出席」となります。
 - ⑥その他、詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。
- 【区内中学校の様子】※学校によって異なります。



3 適応指導教室「みらい」



(1) 対象

- ① 何らかの理由で、在籍校に登校することが難しい児童・生徒のうち、学校環境に似た環境で、小集団を中心とした教育活動を行うことを希望する児童・生徒
- ② 在籍校の校長が必要と認め、かつ、本人及び保護者が適応指導教室への通室を希望する児童・生徒
- ③ 荒川区在住または、荒川区立小・中学校に在籍する児童・生徒
※私立小・中学校に在籍の児童・生徒も、荒川区在住であれば利用可能です。

(2) 概要

- ① 教育センター内にある適応指導教室「みらい」にて、学校環境に似た環境で、小集団での学習等を進めます。
- ② 退職教員等を中心に、教員免許保持者が学習の支援にあたります。
- ③ 学校復帰や児童・生徒の将来の社会的自立を目的としつつ、居場所としての機能も併せあわせもちます。
- ④ 適応指導教室「みらい」に登校した場合は、「出席扱い」となります。

(3) 申請方法

入室までの流れ

保護者、児童・生徒



- ① 保護者は学校（管理職・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）に、入室の意思を伝える。
- ② 保護者は学校に、見学・面接等の希望日も併せて伝える。

学 校



- ① 校長が該当の児童・生徒に対して通室を許可する。
- ② 校長は適応指導教室長に当該の児童・生徒の入室希望の意思を伝える。
- ③ 校長は適応指導教室長に児童・生徒及び保護者の見学・面接希望日を伝える。

適応指導教室



- ① 適応指導教室長は保護者の希望を基に、見学日・面接日を決定する。
- ② 適応指導教室長は、校長に見学日・面接日を伝える。

学 校



- ① 学校（管理職・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）は、保護者に見学日・面接日を伝える。

保護者、児童・生徒



- ① 保護者、児童・生徒は適応指導教室「みらい」に出向き見学・面接を実施する。
- ② 保護者、児童・生徒は改めて入室の意思を適応指導教室長に伝える。

適応指導教室「みらい」



- ① 適応指導教室「みらい」から校長に入室希望ありの連絡をする。

学 校



- ① 校長は入室申請書を作成し、適応指導教室「みらい」に送付する。

適応指導教室「みらい」

- ① 教育センター長は入室を認める
- ② 適応指導教室長は、保護者・児童生徒と相談の上、入室日を調整する。
※ 本人が最初に通室した日が、「みらい」受入日（入室日）となります。

※ 学校に入室の意思を伝える前に見学を希望する場合、また、学校に直接相談し辛い事情がある場合は、教育センターに直接お問い合わせください。【03(3802)5720】

(4) 学習内容

- ① 国語、社会、算数・数学、理科、英語を中心に、基礎的・基本的な知識や技能の習得を、独自の時間割にそって学習します。
- ② 必要に応じて小テストを行い、基礎・基本の学力を身に付けることを目指します。
- ③ 小集団による一斉学習を基本とするが、状況により、学年別指導や個別指導を行います。
- ④ 集団で行うビーチボールを中心として、毎日運動も行い、体力の向上とよりよい人間関係の構築を目指します。
- ⑤ 夏季休業中に学習教室を行い、夏休みの課題等に取り組みます。

(5) バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の運用

- ① 令和6年度より一定の条件の下でバーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）の運用を開始しました。
- ② オンライン上でつながり、居場所としての機能をもち合わせます。

(6) その他

- ① 通室期間は、始業式から修了式までとし、中学第3学年、小学第6学年は、卒業式前日までとなります。
- ② 月曜日から金曜日まで開室しており、土・日曜日、祝日等は閉室となります。児童・生徒の状況に応じて、出席日を柔軟に選べます。
(＜例＞月・水・金曜日は「みらい」に、火・木曜日は在籍校に通う等といった対応も可能です。)
- ③ 入室は年度限りです。年度末には全員が「みらい」を退室となり、在籍校に復帰します。継続を希望する場合は、改めて面接を行う必要があります。
- ④ 不登校の状態から学校に復帰するに当たり、学校に慣れるために使用することも可能です。
- ⑤ 午前、午後を通しての通室の場合は、お弁当の持参が必要となります。
- ⑥ 小学校第4学年以下の児童については、保護者または保護者に代わる方による登下校の付き添いが必要となります。
※ 小学校第5、6学年の児童が一人で登下校する場合は保護者が申請書を適応指導教室「みらい」に提出する必要があります。
- ⑦ 適応指導教室「みらい」は、在籍校での「出席扱い」とします。
- ⑧ 詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。



4 バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)



(1) 対象

区内公立小・中学校に通学し、不登校傾向にある児童・生徒

(2) 概要・目的

1人1台端末等を利用して、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)による支援を行う。仮想空間上でコミュニケーションや情報交換等を行い、「つながり」を維持することで在籍校や「みらい」への登校、通室の意欲を高めるとともに、不登校児童・生徒の社会的自立を目指す。

(3) 申請方法

申請書による申し込み制

※申請書は荒川区ホームページからダウンロードするか学校へお申し出ください。



(4) 支援内容

①コミュニケーション支援

仮想空間上にアバター（自分の分身となるキャラクター像）を作成し、荒川区メタバース（仮想空間）である「みらいルーム」に参加し、メタバースに参加した小・中学生とテキストチャットやボイスチャット等によるコミュニケーションを図ることができます。区の職員や支援員、都の支援員が管理運営し、コミュニケーションに参加したり、イベント等を企画したりしています。

②学習支援

学習デジタルコンテンツを2種類用意しています。

ア「デキタス」

・学年や教科を選択して学習に取り組むことができます。

イ「みんなでプログラミング」

・プログラミング、タイピング学習することができます。



(5) 出席の取扱い

所属校の授業時間（午前8時から午後5時）にみらいルームに入室した場合は「出席扱い」とし、教育センターから学校へ連絡をします。なお、デキタス等の学習コンテンツのみの利用は、「出席扱い」とはなりません。

5 フリースクール



(1) 対象

各フリースクールの要綱に基づきますが、一般に何らかの理由で在籍校に登校が難しい児童・生徒

(2) 概要

一般に、不登校の児童・生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を指します。

(3) 申請方法

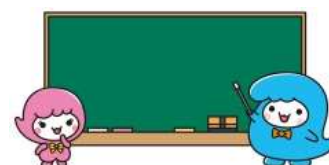
各フリースクールによって異なります。ご希望のフリースクールにお問い合わせください。

(4) 学習内容

各フリースクールによって異なりますが、学習指導要領に基づいた学校で学習する内容の補習を行ったり、フリースクール独自のカリキュラムに基づいた学習を行ったりしています。オンラインを活用した学習を行うフリースクールも増えています。

(5) その他

- ①フリースクールに登校するにあたり、その授業料相当分に係る費用について、一定の要件を満たすことを条件に補助金が受けられる制度があります。詳細につきましては、21ページをご覧ください。
- ②フリースクールの出席の取扱いについては、一定の要件のもと、在籍校での「出席扱い」とします。詳細につきましては、24ページをご覧ください。



6 フリースペース



(1) 対象

各フリースペースの要綱に基づきますが、一般に何らかの理由で在籍校に登校が難しい児童・生徒

(2) 概要

一般に、不登校の児童・生徒に対して、居場所を提供することを主たる目的とし、学習活動、教育相談、体験活動、食事提供などの活動を行っている民間の施設となります。

(3) 申請方法

各フリースペースによって異なります。ご希望のフリースペースにお問い合わせください。

(4) 学習内容

各フリースペースによって異なりますが、居場所の提供を主としているため、学習活動を必須としていないフリースペースも多くあります。個別にスタッフが対応してくれるフリースペースもあります。

(5) その他

- ① フリースペースに通うにあたり、その授業料相当分に係る費用について、一定の要件を満たすことを条件に補助金が受けられる制度があります。
詳細につきましては、21ページをご覧ください。
- ② フリースペースの出席の取扱いについては、一定の要件のもと、在籍校での「出席扱い」とします。詳細につきましては、24ページをご覧ください。
- ③ 荒川区教育委員会では、あらかわ子ども応援ネットワークと連携し、児童・生徒の支援にあたっています。詳細につきましては、38ページをご覧ください。

【お問合せ】

荒川区社会福祉協議会

荒川区ボランティアセンター

電話：03(3802)3338

メールアドレス：vorasen@arakawa-shakyo.or.jp

〒116-0003 東京都荒川区南千住1-13-20

あらかわ子ども応援ネットワーク

<http://www.kodomo-network/>





荒川区から フリースクール等を利用している児童生徒の保護者様へ 補助金制度のご案内です。(令和6年度版)



不登校傾向にある小学生や中学生の皆さんが、それぞれの特性にあった居場所(フリースクール等)を確保し、不登校状態から社会的な自立への一步を踏み出すための経済的支援として「荒川区フリースクール等利用児童・生徒支援補助金」制度を開始しました。

補助金額

児童・生徒一人につき 2万円／月 を上限 ※令和6年4月利用開始分から対象	【補助対象経費】 利用料(入学金や施設関係料の類を除く)が補助対象です。 ※利用料とは、フリースクール等から定期的または利用の都度請求される料金のうち、不登校児童・生徒に対する支援の提供に係る対価のことを指します。 ※100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、2万円を上限とします。(複数通所している場合は、それぞれに支出する利用料の合計額)
--	---

補助の対象者

次のすべてにあてはまる方を対象とします。

- (1) 荒川区内に住所を有し、かつ、荒川区立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者等
- (2) 申請日の前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校(以下「在籍学校」という。)に登校していない児童・生徒の保護者等
- (3) 月1日以上、在籍学校の授業時間内にフリースクール等に通所する不登校児童・生徒の保護者等(ただし、週3日以上開所している施設に通所していること。)
- (4) 不登校児童・生徒が通所するフリースクール等の利用料を負担している保護者等
- (5) 前年度分の個人住民税及び国民健康保険料を滞納していない保護者等

提出方法・問い合わせ

区HP「フリースクール等を利用する児童・生徒への支援について」から各種申請書をダウンロードして申請してください。詳しい申請の流れは、本紙裏面「申請の流れ」をご覧ください。

【URL】<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a050/kyouiku-seishounen/kyouikushien/hojyokinn.html>

二次元コードから読み取り
ダウンロードできます。



【提出方法】

郵送により受け付けます。(直接窓口での提出受付は行いません。)封筒に「フリースクール等利用児童・生徒支援補助金申請書在中」と朱書きしてお送りください。

※現在、電子申請サービスでの受付については準備中です。準備が整い次第改めて周知いたします。

〒116-0002 荒川区荒川三丁目49番1号

荒川区教育委員会教育センター教育相談係 フリースクール等利用補助金交付担当 宛

「フリースクール等利用児童生徒支援補助金申請書在中」

【お問い合わせ】

荒川区教育委員会教育センター教育相談係
TEL:03-3802-5720

申請の流れ



STEP1 交付申請書の提出

【受付期間】

- 令和6年4月1日から9月30日までに利用開始した方は、10月31日まで
- 令和6年10月1日以降に利用開始した方は、その利用開始した月の翌月末日まで
(ただし、令和7年3月以降に利用開始した場合は、令和7年3月31日まで)

【提出書類】

- ①荒川区フリースクール等利用児童・生徒支援補助交付申請書(第1号様式)
- ②荒川区フリースクール等利用児童・生徒支援補助金に係る確認書(学校・教育委員会用)
(第2号様式)
※②の「荒川区フリースクール等利用児童・生徒支援補助金に係る確認書(学校・教育委員会用)(第2号様式)」は、在籍学校の学校長の確認印をもらったうえでご提出ください。
- ③フリースクール等と保護者等との間で交わされた契約内容が分かる書類の写し



STEP2 交付決定の受領

【交付決定となった方】

区から「荒川区フリースクール等利用児童・生徒支援補助金交付決定通知書(第3号様式)」が届きます。交付決定となった方には別途、補助金振込に関する口座情報登録「登録申請書(債権者・納入者)」の提出についてご案内をいたします。

【交付不決定となった方】

区から「荒川区フリースクール等利用児童・生徒支援補助金却下通知書(第4号様式)」が届きます。

STEP3 実績報告書・請求書等の提出

【対象区分及び提出期間】

- 令和6年4月1日から9月30日まで利用分……11月1日から12月20日まで
- 令和6年10月1日から12月31日まで利用分……2月1日から3月20日まで
- 令和7年1月1日から3月31日まで利用分……4月1日から4月15日まで

【提出書類】

- ①対象区分に係る荒川区フリースクール等利用児童・生徒支援補助金実績報告書兼請求書(第6号様式)
- ②荒川区フリースクール等利用児童・生徒通所状況報告書(第7号様式)
※②の「荒川区フリースクール等利用児童・生徒通所状況報告書(第7号様式)」は利用施設に作成をお願いした後、在籍学校の学校長の確認印をもらったうえでご提出ください。
- ③荒川区以外の団体からの補助金額の確定または入金が確認できる書類の写し
(ただし、該当がある場合のみ)
- ④領収書やその他のフリースクール等利用に関する対象区分ごとの補助対象経費の金額が確認できる書類の写し



STEP4 補助金額の確定、払い込み

STEP3で提出された実績報告書等の審査した後、特段の不備等が無ければ、確定した補助金額を指定口座(STEP2でご案内する「登録申請書(債権者・納入者)」で指定された口座)にお振込みします。

第3章 出席の取扱いについて

○各支援の出席の取扱いについて

各支援の出席の取扱いは以下のとおりとします。

①学校からの授業配信（オンライン授業）

学校からの授業配信（オンライン授業）等については、学校が保護者と協議を行い、できる限りの授業配信（オンライン授業）を行います。その上で配信した授業等に参加できた場合には「出席扱い」と認めます。この場合、オンライン中に本人の顔出し等や1単位時間中の参加確認等は、必ず「本人確認」を行ってください。本人確認の方法については、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話を行うことが必要です。

さらに、「参加記録簿」等を参考にして保護者から参加記録表の提出を求めるなど出席確認を確実に行ってください。

②登校サポートルーム

児童・生徒が在籍校へ登校した場合は「出席」とします。



③適応指導教室「みらい」

児童・生徒が適応指導教室「みらい」に登校できた場合は「出席扱い」とします。

④VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）

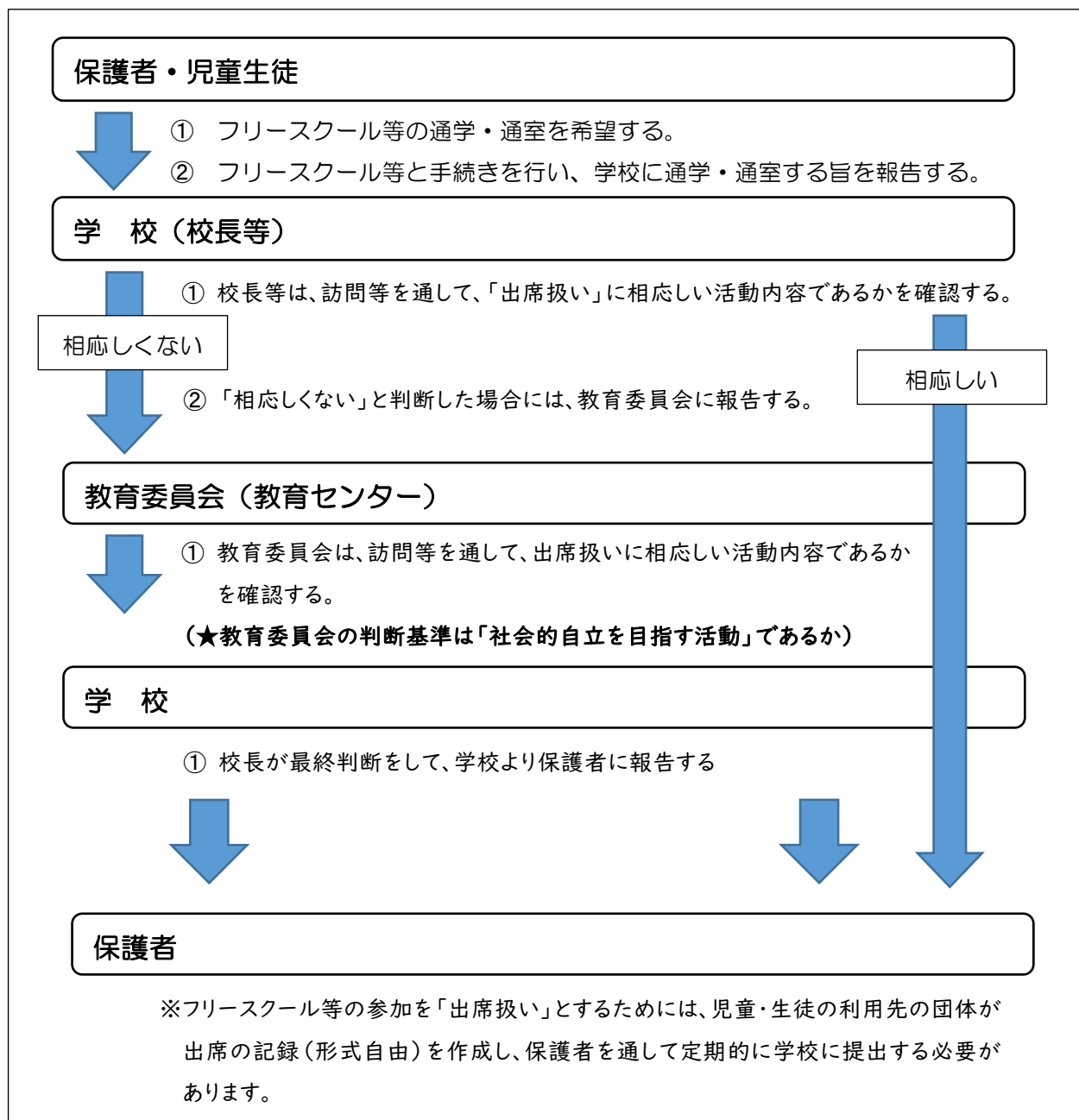
児童・生徒が学校の課業時間（午前8時から午後5時）に参加した場合には「出席扱い」と判断します。ただし、VLPに参加せず、学習コンテンツのみの利用の場合には出席扱いとなりません。出欠については学校が教育センターから送付するログを確認して判断しますが、子どもや保護者から学校に参加記録簿を提出してください。参加記録簿は学校が学習の記録として保存するとともに、学校と家庭がつながりを保つためのツールとし活用していきます。



⑤フリースクール・フリースペース

フリースクール・フリースペースへの登校については、本人の「社会的な自立」を支援する方針から、学習内容については幅広く取扱っています。そのため、学習している姿が望ましい姿ですが、読書活動やゲームなどを行っている場合においても、「社会的な自立」に寄与する活動と認められれば「出席扱い」と判断します。

○フリースクール・フリースペース等の「出席扱い」の可否の判断の流れ



★ 校長は、学校からの授業配信（オンライン授業）等の指導に当たっている学級担任や担当者から定期的な報告を受けたり、フリースクール・フリースペース等への登校について学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会等を開催したりして、その状況を十分に把握していることが必要です。そうした状況を踏まえ、校長が、本人の社会的な自立を支援する方針を鑑み、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断することとします。



○指導要録における出欠の表記について

不登校児童・生徒支援メニュー	出席取扱い	指導要録出席の記録	備考欄への記載
①学校からの授業配信 (オンライン授業)等	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い:自宅におけるICT等による学習 11日
②登校サポートルーム	出席	出席日数として表記	
③適応指導教室「みらい」	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い:適応指導教室みらい通室 57日
④VLP (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い:VLPへの参加20日
⑤フリースクール等への通所	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い:民間施設○○における通所 46日

○出席の取扱いに関するQ&A

【学校が配信する授業等について】

Q1 「学校が配信する授業等に参加が確認できた」の時間的な条件はありますか。

A1 本人の状況に合わせて、短時間の参加でも「出席扱い」とします。

Q2 オンライン中に本人の顔出し等や1単位時間中の参加確認等は必要ですか。

A2 出席扱いとするためには、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話により本人確認を行うことが必要です。また、参加記録簿等を参考に、本人、保護者と学校間で「学校が配信する授業等」の参加状況を確認します。

Q3 「本人とオンラインで面談を行うことができた」とはどのような場面を想定していますか。

A3 本人とのつながりを維持するため短時間のオンライン面談にて、生活状況や今後の学習計画を児童・生徒と教職員が一緒に考えること等を想定しています。

Q4 「出席の取扱いには、上記の活動や要件について校長が総合的に判断する。」とはどういうことですか。

A4 校長は、対面指導に当たっている学級担任や担当者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を開催したりして、その状況を十分に把握していることが必要です。そうした状況を踏まえ、校長が、本人の社会的な自立を支援する方針を鑑み、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断することとしています。

【フリースクール・フリースペース等について】

Q1 フリースクール・フリースペース等への登校についての施設的な条件はありますか。

A1 民間施設のフリースクールについては、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導体制が整備されていることを想定しています。

Q2 読書活動やゲーム等の活動であっても「出席扱い」としますか。

A2 フリースクール・フリースペース等は、本人の「社会的な自立」を支援する方針から、学習内容については幅広く取扱っています。そのため、学習している姿が望ましい姿ですが、しかし、読書活動やゲーム等を行っている場合においても、他者との関わりを学ぶことを目的としていたり、児童・生徒の状況に応じて現在は「通う」ことに意味があると認められたりする場合は、「社会的自立」が認めることができれば「出席扱い」と判断します。



○フリースクール等の出席記録例

フリースクール等の参加を「出席扱い」とするためには、児童・生徒の利用先の団体が作成する任意の出席の記録を学校に提出する必要があります。

[Aパターン]

子ども支援共有シート(例)			支援機関名 ○○			
【在籍校】 荒川区立			学校		年 組	
(ふりがな) 氏 名			保護者氏名			
月		記入について ①毎回の本人の利用時間と内容を簡潔に記入してください。 ②月末に全体的な様子などを記入してください。 ③学校へ送付してください。				
月	火	水	木	金	土	日
1 9:00~11:00 自習等	2	3	4	5	6	7
8	9	10 14:00~16:00 自習等	11	12	13	14
15	16	17	18 10:00~15:00 行事参加	19	20	21
22	23 11:00~12:00 読書	24	25	26	27	28
29	30	31				
【支援機関等記入欄】(本人の様子や活動内容等を記入)						
【学級担任等記入欄】 ※状況等に応じて、担任の記載でなくてもよい。			【保護者等記入欄】			
校長	副校長	学級担任				

[Bパターン]

【団体名】	【参加者名】
-------	--------

【 月】 ※記入をして学校へ提出してください。

※活動した日に記録をつけましょう。(保護者の方が記入しても構いません)

活動、学習日	主な活動内容	担当者確認	学校長確認
/			
/			
/			
/			
/			
【 月】の成果と反省 ※本人記入			
【 月】の目標			
保護者より			



第4章 不登校児童・生徒の成績評価について

○荒川区の不登校児童・生徒の成績評価について

荒川区では、文部科学省が令和6年8月29日付「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」で示したことを基に、不登校の児童・生徒の成績を積極的に評価するよう各校に伝えています。

不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関（以下、「学校外の機関」という。）や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要です。こうした観点から、これまでも「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付文部科学省初等中等教育局長通知）（以下、「令和元年通知」という。）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒の欠席中の学習成果に対して学習評価を適切に実施し、その結果を不登校児童生徒に積極的に伝えることの意義等について周知を行ってきたところです。

【令和6年8月29日付「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」（抜粋）
[文部科学省通知]より】

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について」

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

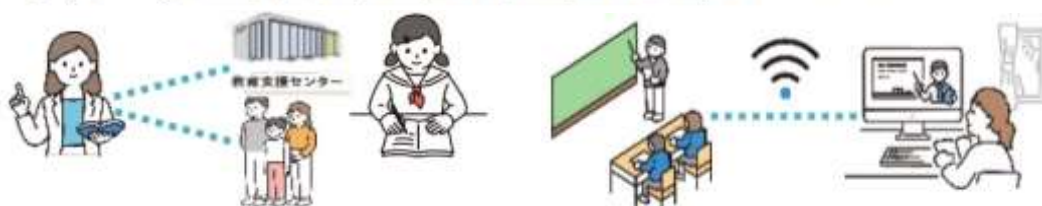
義務教育段階の**不登校児童生徒について成績評価**を行うにあたっては、**文部科学大臣が定める要件**の下で、不登校児童生徒が**欠席中に行った学習の成果を考慮することができる**ことを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

01 **学習の計画・内容**が、不登校児童生徒の在学する学校の**教育課程に照らし適切と認められること。**

02 **学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等**との間に**十分な連携協力関係**が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

03 学校が、**訪問による対面指導等**により、学習活動の状況等の**不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握**するとともに、不登校児童生徒と学校との**適切な関わりを維持するよう留意**していること。



令和6年8月29日付【「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（別添1 資料 概要版 抜粋）」[文部科学省]より】

荒川区の小・中学校の場合

荒川区の不登校児童・生徒の中にも、学校以外場で自分と向き合い、学習している子どもがいます。このような児童・生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要だと考えています。荒川区の小・中学校では、原則、3つの要件を全て満たす場合には、学校の成績評価にも反映させることができます。

中学校の評価・評定においては、通知表・成績一覧表・高等学校等への調査書等に記載することから、学習指導要領の目標に準拠した客観性・信頼性を確保した評価となるよう十分に検討した上で可能な限り評価するとともに、評価の事前・事後において、いずれの保護者に対しても説明責任を果たすことが求められます。

【要件】

- ① 不登校児童・生徒の在学する学校・所属学年の学習内容に合わせて学習を進めていると認められること。
- ② 学校と保護者やフリースクール等の関係団体と学習の状況を確認することができ、学期に1回以上、かつ継続的に把握することができること。
- ③ 訪問やオンラインによる対面指導等、学校が不登校児童・生徒本人と直接的に関わりを継続し、「つながり」を維持することができること。

要件を満たしていない場合や要件は満たしていても十分な評価材料が揃わない場合には、通知表に一部の教科の評定や観点のみ評価したものを記載したり、所見欄等に学習状況を文章記述したりする等、不登校児童・生徒の努力を認め、価値付けるとともに、次年度以降の当該児童・生徒の学習に役立てることができるよう不登校児童・生徒に積極的に伝えていくことが大切です。

不登校児童・生徒の成績を評価するということは、一人ひとり様々な状況を抱えている不登校の児童・生徒の励みとなり、社会的自立に向けて前向きな気持ちで取り組めるようにするための教育活動です。そのため、要件はあくまでも原則ですので、成績の在り方について学校とご家庭で話し合い、連携を深めていくことが重要だと考えています。

取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映

令和6年8月29日付【「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について
(別添1資料 概要版 抜粋)」[文部科学省]より】

第5章 保護者の皆さんへ

本章は令和元年8月に奈良教育大学次世代教員養成センター 学校・地域教育支援領域が作成した「不登校の理解と対応ガイドブック(第2版)」を参考に作成いたしました。

○お子さんが学校に行きたくないと言ったら

お子さんが学校に行きたくないと言ったときに、どうしてそう思うようになったのか、何か学校であつたのかと不安になったり、お子さんに様々な願いや期待を抱いて一生懸命育ててきてだけに、子育てに自信を無くしてしまったりすることもあるかもしれません。しかし、お子さんも必死になっているにもかかわらず思うようにいかず、自分や周囲に対する苛立ちにさいなまれながら、何をどうしたらいいか分からず苦しんでいます。学校に行かないことによって、お子さんのストレスが軽減され精神的に安定することもあるかもしれません。

まずは、保護者が焦らず、本人に寄り添い、必要な支援を考えていくことです。一人で悩まず、家族そして学校や相談機関に相談してみましょう。家庭の様子や学校での様子を共有し、お子さんにとってどのような支援が適切なのか一緒に考えてもらいましょう。自分の思いを聞いてもらえると、何だか心が軽くなって自然と落ち着くことがあります。

学級担任や学年主任、養護教諭等の相談しやすい学校関係者への相談が第一歩です。

<SOSの例>

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 遅刻、早退が増えた | ☐ 表情が暗い |
| ☐ 休み明けに欠席が多い | ☐ 一人でいることが増えた |
| ☐ 学校の話をしていない | ☐ 登校をためらっている |



- ・学校では誰一人取り残さないよう、学級担任や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等がチーム学校として、子どもたち一人ひとりに徹底的に寄り添いながら支援します。
- ・お子さん、保護者と連携しながら家庭訪問など必要な支援を行います。
- ・多様な学びの選択肢の一つである別室登校や学校からの授業配信(オンライン授業)等で学びの支援を行います。

Ⅰ 学校との連絡と対応

お子さんが不登校になった際、保護者は学校のことで多くの困りごとを抱えることがあります。ここでは学校との連絡の取り方や登校の仕方、定期考査、学校行事等について考えていきます。

○学校との連絡の取り方



(1) 欠席が増え始めた時期(初期)

学校を欠席し始めた頃、「今日は〇〇で欠席します。」と朝に保護者から学校へ連絡を入れたことと思います。先生はどうも様子がおかしいなと感じている頃です。学校側には出来るだけ早くお子さんが学校に行きしぶっていることを伝える必要があります。

段階やケース	対応
お子さんが担任の先生と 会うことができるとき	・担任の先生にありのままを話す。 ・子どもが「登校が辛い」と感じていることを伝える。 ・放課後や空き時間等に担任の先生と学校で会うか、家庭訪問を依頼する。 (毎日ではなくてもよい。互いの負担のない程度にする。)
お子さんが担任の先生と 会うことができないとき	・養護教諭、学年主任、管理職等の複数の先生たちに登校しづりが起きていることを伝える。 ・お子さんが担任の先生と顔を合わせたくない状態であることを伝えるとともに、今後、学校と保護者が連絡を取り合う窓口になる先生(担任を含む)を学校に伝える。 ・もし子どもとつながりのある大人(元担任、専科の先生、SC等)やお子さんが会ってもよいと考える友達がいれば学校に相談する。

※学校と無理のない連絡の取り方について

毎朝の欠席連絡は保護者にとって辛く大変な負担となることがあります。お子さんが登校できそうな日に、学校に連絡という方法もありますので、学校と相談してみてください。1週間に1回程度等、(負担のない範囲で)定期的に保護者と学校の先生が連絡を取り合い、お子さんの近況報告をしてみる等、学校と保護者がつながりを保てるとよいです。



(2) 欠席が数週間～数か月続いた時期(中期)

欠席が続くと先生の家庭訪問が子どもにとって「学校復帰の圧力」に感じ、辛くなることがあります。しかし、学校との連絡や関係が途切れてしまうと保護者自身の不安が高くなる可能性があります。「お子さんではなく、保護者が学校と連絡を取れていれば大丈夫」と割り切り、連絡を取り合っていれば、学校も保護者も共に安心できます。連絡の方法もスクリレや電話、オンライン面談等、様々な方法があるので、負担のない範囲で続けられるよう、学校と相談してみてください。

不登校のお子さんによっては、学校のカウンセリングには行くことができることもあります。カウンセリングのためだけに学校に行くのもよいと思います。標準服に着替えることができない子も多くいます。学校と相談して標準服以外の服装でカウンセリングを受けに行くことも一つの方法です。

(3) 欠席が数か月～数年続いた時期（後期～回復期）

不登校が長期化するとお子さんは学校へ興味をみせることがあります。「クラスの友達はどうしているかな？」等とお子さんから話をすることがあります。登校への期待は高まりますが登校刺激は少なくしたいものです。

<学校と話し合うポイント>

登校する場所

無理なく登校できる時間と日数

時間割等の予定の連絡方法



徐々に登校できるようになってきても焦ってはいけません。無理を重ねることは避けましょう!!

2 支援の内容や方法、「こんな時は…」

(1) こんな登校の方法もあります!

好きな教科の授業にだけ出たり、部活や保健室・別室登校したりする等を組み合わせて個々の子どもにとって無理のない時間割を組むことができます。また、登校サポートルームに通うこともできますので学校に相談してみましょう。

【Aさんの場合】

月	火	水	木	金
フリースクール等	2・3校時の授業にでる。その後、保健室	お休み	2・3校時の授業にでる。	1校時の授業に出る。その後、保健室
	12時頃下校		11時頃下校	10時頃下校

Aさんは月曜日にフリースクール等に通っています。学校の授業は可能な範囲で参加し、授業後に保健室に行くことが多いです。水曜日は自宅でゆっくり過ごし、週後半に備えます。Aさんと学級担任がコミュニケーションを密にとりながら、Aさんの体調を最優先に考え経過しています。



【Bさんの場合】

月	火	水	木	金
6校時の授業に でる。	別室登校	お休み	6校時の授業に でる。	帰り学活にでる。
部活動に参加	VLPに参加		部活動に参加	部活動に参加

Bさんは部活動には参加できたのでお昼以降を中心に登校しました。体調をみて部活動を早退することもあります。授業は、学級担任や波長の合う先生の授業に参加し、それ以外の時間は保健室や別室登校等で過ごします。事前に同学年の生徒や部活動生徒に周知することで徐々に周囲の理解を得られて、学校に滞在する時間が長くなっています。

(2) 保健室・登校サポートルーム等を活用した登校について

教室で過ごすことがしんどくなった場合は、学校のなかで自分の居場所を保健室や別室にすることもできます。学級担任や学年主任、養護教諭等に相談してみましょう。

【登校サポートルーム（別室）】

保健室は休み時間になると多くの子どもたちが来室することがありますが別室では落ち着いた環境で先生と一緒に得意な教科を勉強することができます。限られた空間ではありますが少人数でゆっくりと過ごすことができます。

保健室や別室に登校している子どもたちが意欲的な気持ちになるには「教室にもどることをせかさない」「見守る」「子どもの好きな活動に共感する」「保健室や別室にいる時間を本人が決める」こと等がポイントになります。



(3) 定期考査・部活動・行事等について

【定期考査の受験等について】

不登校傾向のお子さんの保護者から定期考査はどうしたらよいかというご相談が多くあります。定期考査を受ける必要があるのか、お子さんの体調等を考慮し、見極めましょう。

① 学校で用意した別室で定期考査を受けることもできる

定期考査というと、教室で受けなければならないと思いがちですが保健室や別室等で受けることができます。結果の扱いについて事前に学校と確認していくとよいでしょう。

② 得意教科に限定して定期考査を受ける

定期考査を得意な教科に絞って受けることもできます。お子さんの体調を考慮して受ける教科を検討しましょう。

③ 完璧を求めない

定期考査を受けようと思っても上手くいかないこともあります。お子さんに完璧を求めないようにしましょう。



④作品や提出物が成績の評価に入ります

成績の評価は定期考査のみではありません。課題の提出物やワークブック、学習プリント、作品等が成績評価の対象となります。成績については年度はじめの保護者会等で学校から説明があることが多いです。各教科でどのようなものが成績評価の対象となるのか確認しておきましょう。また、一定の条件の下、不登校の児童・生徒が学校外（適応指導教室、フリースクール、自宅等）で行った学習（デジタルドリルコンテンツ、授業の課題、学校で使用している教材等）を加味して、成績を評価することができます。学習課題や提出の方法等について学校と相談してみてください。

ただし、学校が積極的に評価・評定を付けようと考えていても、中学校の場合、評価・評定は通知表だけでなく成績一覧表や高等学校等への調査書等に記載するため、他のご家庭や高等学校等が納得できる客観性・信頼性を確保することが前提となっております。評定を行うにあたってどのような条件をクリアしなければならないのか、評定まで至らずとも、どのような評価であればお子さんの努力を認め励ますことにつながるのか、事前に学校とよく話し合い、学校と家庭でお子さんを応援できるよう連携していくことが大切です。

【取組例】



[学校学習の取組を
学校に提出]



[民間施設の
学習状況を
学校に報告]

[学校から出た課題を
家庭で取り組む]



大切なことは「全部完璧にこなすのではなく、今やれることをやる」と楽な気持ちで考えることです。定期考査や成績にこだわらずに学習に取り組む元気を失わないようにしましょう。



【部活動等の参加について】

不登校のお子さんが部活動をやりたいという場合は夕刻からの部活動にのみ参加することもできます。その際、周囲の友達から「部活動にだけ来てずるい」とならないように、事前に学級担任や部活動顧問に相談し周囲の理解を得るようにしましょう。



【学校行事への参加について】

運動会や修学旅行、校外学習、遠足等、学校ではたくさんの行事があります。その1つ1つの行事に参加すべきか、参加できるか、保護者もお子さんも悩むことがあると思います。

学校行事に参加するか否かはお子さん本人が決められるようにすることが一番です。行事をきっかけに登校するお子さんもいます。一方、行事の話を始めると機嫌が悪くなるようであれば、無理して参加する必要はありません。

修学旅行等の学校行事に参加できたからといって、すぐに学校復帰できる訳ではありません。学校行事に参加することで、その後、毎日登校出来るという期待はしないであげてください。焦らないこと、無理をしないことが大事です。また、修学旅行等の費用がかかる学校行事についてはキャンセル料について事前に学校と確認しておくことでトラブル防止になります。

入学式や卒業式、合唱コンクール等は会場後方で参加することも可能な場合があります。不登校傾向のお子さんの卒業式を校長室にて少人数で実施することもあります。全て完璧に参加するのではなく、お子さん一人ひとりに合った参加方法を学校に相談してみましょう。



3 教育センターによる支援体制等

- ・教育相談室にて、電話相談や来所相談を行い、保護者の不安を和らげるよう、カウンセラーが対応します。
- ・適応指導教室「みらい」にて、子どもたち一人ひとりに合わせた個別学習を行っており、授業日であればいつでも見学が可能です。
- ・あらかわ子ども応援ネットワークと情報共有を行いながら互いに連携した支援を行っています。
- ・令和6年度に適応指導教室「みらい」に登録している子どもたちの中で、通室が困難な場合において、インターネット上の仮想空間（VLP）に登校できる仕組みがあります。
- ・令和6年度より保護者どうしが不安や悩みを共有できる保護者の会を開催しています。
- ・令和6年度より登校サポートルーム（別室登校）の支援員を各校に配置するとともに、登校時のアウトリーチ支援及び相談を実施しています。また、お子さんに合った支援がなされても、何かが変わるまでには、時間がかかることもあります。お子さんの不安の軽減を第一に考えましょう。

不登校保護者ミーティング

年に一度、不登校児童・生徒の保護者を対象に情報交換の場を設けています。

お子さんのことに関する悩みや不安を抱える保護者同士で話し合い共有しましょう。

参加した保護者からは、

「似たような悩みを抱える保護者と情報交換できて安心しました。」

「私一人で悩んでいたが、不登校の子どもを抱える親同士で話すことができてよかった。」等

感想をいただきました。令和7年度に実施する予定です。

詳細は後日スクリレでお知らせいたします。



不登校保護者ミーティングのご案内

お子さんのことで悩んでいる保護者の方々は、「どこに相談したらよいかわからない」「子どもの今後が心配だ」「周囲の人たちに理解してもらえなくて辛い」等、様々な気持ちを抱えて日々をおすごしではないでしょうか。一人ひとりの状況は違っても、似た悩みをもつ保護者同士がつながりあうことで、少しでも不安を軽減していただけたらと思います。

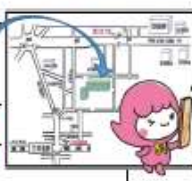
不登校児童・生徒の保護者が互いに不安や悩みを語り合うとともに、不登校に関する様々な情報を交換し、不安を解消しませんか。途中入退室も可能です。どうぞお気軽にご参加ください。

開催日時

令和6年12月9日（月）
午後1時30分～午後2時45分

開催場所

荒川区立教育センター
2階 体育館



対象者

区内在住
不登校児童・生徒保護者

参加方法

事前申し込み制
令和6年11月15日（金）までに以下のURL、もしくは二次元コードよりお申込みください。

申込みURL

<https://docs.google.com/forms/d/1hW55Q5T5R0Vn1L1PkgE12pxcz7nkdq5k7nGvYhmM0Aed17qj1/edit>

当日の主な流れ

- ①教育委員会あいさつ
- ②不登校対策概要説明
- ③パネルディスカッション
※パネラー（予定）
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・不登校支援団体代表
・不登校経験者
- ④グループ協議
※参加者の数によって少人数グループに分かれていただき協議を行います。
※グループ分けについては主催者が決めていきます。
※内容が変更になる場合がございます。



問い合わせ
教育センター 指導主事
電話 03-3802-5720

<参考>令和6年度の不登校保護者ミーティングのチラシ

相談先・支援機関など



○荒川区教育相談室

教育に関する様々な相談を受け付けています。お気軽にお電話ください。

受付時間：月～金曜日

午前9時～午後5時（祝、休日、年末年始を除く）

電話：03-3801-4338

○スクールカウンセラー（SC）

区立小・中学校全校に配置された区スクールカウンセラーと都スクールカウンセラーが、学校の相談スペース等で子どもたちや保護者の方からの相談に応じています。利用可能な日時は各学校にご確認ください。

子どもたちの心のケアやストレスの対処法などを相談できる心理の専門家です。子どもたちはもちろんのこと、保護者も相談ができます。区立幼稚園、小中学校に巡回相談を行っています。

主な資格等	臨床心理士、公認心理師等
手法	カウンセリング（心のケア）
主な業務内容	①児童生徒へのカウンセリング ②教職員及び保護者に対する助言・援助 ③児童生徒についてのアセスメント ④校内研修、教育プログラムの実施 ⑤その他、各学校の教育相談において必要と認められるもの

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、子どもたちが置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える子どもたちに支援を行います。利用可能な日時は各学校にご確認ください。

子どもたちやその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につなぐ福祉の専門家です。区立中学校に配置し、近隣の小学校を巡回しています。

主な資格等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手法	ソーシャルワーク（置かれた環境への働きかけ）
主な業務内容	①児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

○適応指導教室「みらい」

学校を休みがち、あるいは学校に行けない子どもたちのうち、小集団での指導が適切と思われる子どもたちに、将来の社会的自立や在籍校への復帰を目的に学習やスポーツ等の活動の場を提供しています。利用希望の方は各学校にご相談ください。

4 その他 子育て全般に関する相談機関

○子ども家庭総合センター

荒川区子ども家庭総合センターは、子育てに関するあらゆる相談に対応する専門の相談機関です。子育てのことで悩んだり、身近に心配な子どもがいたりしたら、ご相談ください。

受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話：03-3802-3765

○若者相談「わっか」

荒川区若者相談「わっか」は、様々な悩みや不安を抱える若者が気軽に話せる相談先です。相談員が若者一人ひとりの悩みを伺い、適切な支援機関につなぐお手伝いをします。どんなことでもかまいません。お気軽にご相談ください。

受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

正午～午後8時

電話相談：0120-101-911（フリーダイヤル）

メール相談：wakka@ml.city.arakawa.tokyo.jp

LINE を活用したチャット相談：

URL：<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a036/kyouiku-seishounen/seishounen/wakamonosoudan.html>



○あらかわ子ども応援ネットワーク

荒川区では子どもをサポートする活動が手をつなぎ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」をつくっています。

子どもだけでなく、地域の多世代が集まり一緒に食事をしたり、学習をサポートしたり、不登校の子どもたちをサポートしたり、シングルママ、シングルパパたちの応援をしたりと活動が広がっています。

URL：<http://www.kodomo-network.com/>



第6章 補助資料等

教員向け

令和5年度 不登校対応加配校の実践事例を紹介します。

事例Ⅰ 不登校生徒に対する別室登校までのアプローチ

不登校生徒の状況

対象生徒は、第1学年の3学期から不登校傾向となり、自宅からほとんど外出することがない生活となっていた。今年度、第2学年になってからは、SSW、不登校加配担当、学生ボランティア等が家庭訪問を行い、学校とのつながりを築いていった。

取組Ⅰ SSW、学級担任、不登校対応加配教諭で連携を取りながら定期的（週2回程度）に家庭訪問を繰り返す。行事の話などで対象生徒の気持ちを学校に向けようとした。ストレスにならないようコミュニケーションを取り続け、今後の展望についても話題に出し、まずは通学路をSSWとともに歩いてみることにした。

取組Ⅱ 別室登校用教室として、もともと生徒会室となっていた部屋を改装した。不登校生徒が行ってみたいと思えるような空間になるよう学校の全教職員で協力し、整備した。個別の学習スペース、グループでのコミュニケーションスペース、リラックススペースに水やりのできる農園、学校図書館、特別支援教室などを一体化したエリアに設定し、登校時に他の生徒との接触がない入口も設置した。

取組Ⅲ 新しく整備した教室の内装や設備を写真に撮り、学校の正門から別室登校用の教室への道のりを動画にしたものを不登校生徒に見せて、自分自身が登校をする際のイメージができるようにした。

<別室登校
用の教室>



取組Ⅳ 別室登校をした際に、個々に適した対応ができるようオンライン授業環境やブルーレイの設備、カードゲームやアプリの導入などにより、生徒が自分で過ごし方を選択できるような教室作りを行った。別室登校をした生徒が最も興味を示すのはカードゲームで、気持ちを和らげるために、カードゲームを行っている。



成果 2学期の中頃から、学校の門の前までSSWと家から歩き、登校をイメージするところからスタートした。それを複数回繰り返し、門をくぐり、別室までたどり着き、30分過ごすことができた。今では1時間談話や読書、カードゲーム、農園の水やりなどで過ごし、給食を食べることもできている。

課題 現在は週に数日登校できる程度である。学校にさらに慣れていけるよう、様々なアプローチを行い、生徒の登校意欲を向上させていく。

事例2 不登校生徒の別室登校への支援

不登校生徒の状況

対象生徒は何事も無気力で、不登校の状態が続いている。自己肯定感の低さもあり、友人への適切な距離感が分からず、相手が不快になる言動もありトラブルを起こしてしまう。また学力、理解力の低さも相まって、学校の諸活動を十分に理解して取り組めていない。結果、対象生徒は教室への登校が難しくなり別室登校となった。

取組1 月2回「不登校防止対策委員会」を実施し、SSW、不登校担当加配教員、特別支援教育支援員を交えて不登校生徒の登校状況、対応状況を確認している。毎週の企画委員会で不登校生徒の情報共有を行っている。一人に負担を掛けるのではなく、学校全体で見守る体制をつくり組織として対応している。

取組2 QU調査を1学期に実施した。結果を分析し、各生徒にとって満足度の高い学級となっているか、また、満足のいく学校生活を送れているかを確認した。支援が必要な生徒への対応を考え、不登校を未然に防止できるよう努めた。さらに生活の悩みアンケート調査を学期毎、臨時を含め5回程度実施し、学校生活や人間関係の不安の早期発見・対応を行っている。

取組3 通年を通して不登校生徒に向けて、Googleクラスルーム、YouTubeライブを利用した、授業・行事の配信を行っている。別室登校生徒も視聴できるようにタブレットPCを活用している。校内の別室において、オンラインによる授業で学ぶこともある。



取組4 自己肯定感が低く自信がもてない生徒に合わせ寄り添った別室登校の支援を心掛けた。スモールステップの指導を行い、生徒のペースに合わせ悩みを聞き出すことから始め、登校時間の延長、給食への参加など、対象生徒と学年の教員がコミュニケーションを取りながらできることを増やした。

成果 それぞれの要因に対して個別に対応を継続して、対象生徒個々に寄り添った対応を続けた結果、全体では別室登校の生徒が増え、個々の生徒も学校に対する意識や登校しようとする気持ちの変化が見られている。

課題 加配終了に向けての組織づくりは行ってきたが、丁寧な別室対応は人数増に依存していたと思われる。加配終了後も別室登校している生徒への丁寧な支援のため、組織的に対応していく。

※令和7年度より全校実施

登校支援シート

41

取扱注意

	本人						保護者					
思い 願い												
短期 目標												
登校支援会議の開催日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

※開催日が12回を超える場合は次年度への引継ぎ事項欄に通知すること。

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
身体・健康面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
心理面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
社会・環境面						
長期休業						

[重要] 次年度への引継ぎ事項・家庭に関する引継ぎ事項	
校長印	

学校からの授業配信やバーチャル・ラーニング・プラットフォーム参加記録簿(例)

荒川区立

学校

○ 年 ○ 組 名前 △△

【 ○ 月】 ※記入をして学校へ提出してください。

※活動した日に記録をつけましょう。(保護者の方が記入しても構いません)

活動、学習日	内容 ※()に○をつけてください。	担任等確認	学校長確認
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
○/○	()授業配信に参加 ()オンライン面談に参加 ()バーチャル・ラーニング・プラットフォームに参加 ()その他(フリースクール等の機関に参加)		
【○月】の成果と反省 ※本人記入			
【○月】の目標			
保護者より			

※こちらの様式は荒川区のホームページよりダウンロードできます。



子ども支援共有シート				支援機関名 〇〇		
【在籍校】 荒川区立				学校	年	組
(ふりがな) 氏 名				保護者氏名		
月	記入について ①毎回の本人の利用時間と内容を簡潔に記入してください。 ②月末に全体的な様子などを記入してください。 ③学校へ送付してください。					
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
【支援機関等記入欄】(本人の様子や活動内容等を記入)						
【学級担任等記入欄】 ※状況等に応じて、担任の記載でなくてもよい。				【保護者等記入欄】		
校長	副校長	学級担任				

※こちらの様式は荒川区のホームページよりダウンロードできます。



【団体名】		【参加者名】	
【 月 】 ※記入をして学校へ提出してください。 ※活動した日に記録をつけましょう。(保護者の方が記入しても構いません)			
活動、学習日	主な活動内容	担当者確認	学校長確認
/			
/			
/			
/			
/			
【 月 】の成果と反省 ※本人記入			
【 月 】の目標			
保護者より			

※こちらの様式は荒川区のホームページよりダウンロードできます



